

北星学園大学短期大学部 学位規程

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条に基づき、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

〔学位の種類〕

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

1 短期大学士

〔学位の名称〕

第3条 この規程により学位を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

第2章 短期大学士

〔短期大学士の学位授与の要件〕

第4条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

Ⅱ 学位記は、卒業証書を兼ね別記様式1のとおりとする。

〔専攻分野の名称〕

第5条 短期大学士の学位には、その学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

学 科 の 区 分	専 攻 分 野 の 名 称
英 文 学 科	英 語

第3章 雑 則

〔学位の取消〕

第6条 短期大学士の学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、当該学部教授会の議決に基づいて、授与した学位を取消すものとする。

Ⅱ 前項の規定により学位を取消された者は、その学位記を本学に返付しなければならない。

附 則

この規程は、2006年3月1日から施行する。

Ⅱ 2005年9月30日以前に北星学園大学短期大学部又は北星学園女子短期大学を卒業した者に授与した準学士の称号については、短期大学士の学位とみなすものとする。

Ⅲ 2005年10月1日以降に北星学園女子短期大学を卒業した者については、本規程に準じて、短期大学士の学位を授与する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別記様式 1

短期大学 部 印		短第 号
卒業証書		
氏 名		年 月 日 生
本学〇〇学科所定の課程を修めたことを 証する		
北星学園大学短期大学部長		氏名 部長印
学 位 記		
短期大学部長の認定により本学を卒業したことを 認め、短期大学士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日		
北星学園大学短期大学部学長		氏名 学長印